

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 7 3 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【関係法令】 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</p> <p>【趣 旨】 建築基準法の一部改正に伴い、認定及び許可手数料を新たに定める必要が生じたことから、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27,000 円 2 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 160,000 円 <p>【施行期日】 建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)第 1 条の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>